

設備運行管理業務委託契約書

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、甲の設備運行管理業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲と乙は、甲の建物の安全かつ快適な使用に資するため、次の条項により契約を締結し、乙は、信義を重んじ、これを誠実に履行するものとする。

（委託の範囲及び内容）

第2条 乙に委託する業務（以下「委託業務」という。）は、次のとおりとする。

- （1）設備の運転監視及び日常巡視点検業務
 - （2）設備の点検・整備・測定業務
- 2 各設備の運行管理業務の範囲及び基準は、別紙設備運行管理仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（委託の期間）

第3条 委託の期間は、2019年4月1日から2022年3月31日までとする。

（委託料及び委託料の支払）

第4条 委託料は、金 [REDACTED] 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 [REDACTED] 円）とする。

- 2 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、契約金額（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。）の36分の1に相当する金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を甲に対して請求できるものとし、請求額に端数が生じたときは、最後の請求の際に調整するものとする。
- 3 甲は、前項の請求が適正なものと認めたときは、請求のあった日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。
- 4 経済状況の変化、法令の改正等に基づく契約業務内容の変更により契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、契約金額を改訂することができるものとする。

（遅延利息）

- 第5条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の委託料の支払を遅滞したときは、乙に対して遅延利息を支払うものとする。
- 2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定めるところにより、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第26号）第26条第3号の規定により、契約保証金は免除するものとする。

(現場責任者)

第7条 乙は、委託業務の履行に当たり、乙を代理して委託業務の履行に従事する乙の従業員を直接に管理し、指揮監督する責任者を選任し、次の任に当たらせるものとする。

- (1) 甲の施設における乙の従業員に対する労務管理
- (2) 委託業務の履行に係る指揮監督
- (3) 委託業務に関する甲との連絡調整
- (4) 仕様書に基づく甲からの注文の受注

2 甲は、委託業務の履行に関する注文及び指示等は、乙が選任した責任者に対して行うものとする。

(計測機器及び工具)

第8条 委託業務の履行に当たり、乙が必要とする計測機器及び工具は、設備機器に付属する特定の工具等を除き乙の負担とする。

(作業員控え室等の提供)

第9条 甲は、乙が業務上必要とする電気、ガス、水道、電話、消耗品等について負担するものとする。

(計画、報告)

第10条 乙は、仕様書に基づき委託業務の実実施計画を策定し、計画的に実施するものとする。

- 2 乙は、委託業務の履行状況を日誌、報告書等の書面をもって、甲に報告するものとする。
- 3 甲は、必要に応じ、乙に対し委託業務の履行状況の報告を求めることができるものとする。
- 4 乙は、建物及び付帯施設設備等に損傷又は不良の箇所を発見したときは、その旨を甲に速やかに報告するものとする。

(業務の履行)

第11条 乙は、委託業務の履行に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、甲が定める業務要領を誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって履行しなければならない。

(労働上の責任)

第12条 乙は、作業員に対する法令上の責任を全て負い、責任をもって管理し、甲に迷惑を及ぼさないものとする。

(機密の保持)

第13条 乙及び乙の従業員（第5条第1項に規定する責任者を含む。以下同じ。）は、委託業務の実施に際して知り得た甲及び甲の患者の個人情報、契約期間中及び契約期間後

においても、他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、前項の義務を遵守するため、乙の従業員との間において誓約書を締結するなど、個人情報の保護について必要な措置をとらなければならない。
- 3 乙は、第1項の義務を遵守するため、個人情報の保護に関する管理規程を制定し、乙の従業員を教育しなければならない。

(損害賠償の責任)

第14条 乙は、委託業務の履行中、乙の作業員の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
 - (2) 契約の履行に当たり、不正な行為があったとき又はあると明らかに認められるとき。
 - (3) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
 - (5) 契約の解除の申出があり、やむを得ないものと認められるとき。
- 2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払うものとする。
 - 3 第1項第2号から第4号までの規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失を請求することができない。

(翌年度以降の契約の解除)

第16条 この契約は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程（以下「規程」という。）第41条第2項に基づく複数年の契約であり、翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、この契約は解除する。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、規程の定めるところによるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

2019年4月1日

甲 山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院長 宮田量治

乙

設備運行管理仕様書

甲における設備運行管理業務の内容、範囲及び方法は、この仕様書に定めるもののほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項の規定に基づく「保安規程」によるものとする。

1 用語の意義

- (1) 「整備」とは、甲の支給する部品を使って在来の機能を発揮できるよう修理及び手入れを行うことをいう。
- (2) 「点検」とは、計器指示の異常、外観、振動、異常音、異常発熱、変色等の有無の観察をいう。
- (3) 「監視」とは、盤付属計器の指示及び機器の運転状態の把握をいう。
- (4) 「操作」とは、機器の運転、停止又は調整をいう。
- (5) 「測定」とは、据付の計測値を記録表に記録し、異常の有無を判断することをいう。

2 設備内容

- (1) 中央監視装置
中央処理装置、主制御装置、磁気デスク、空調制御盤、各動力盤、各電灯盤
- (2) 高圧受変電設備
屋内キュービクル型、受電盤、低圧配電盤、コンデンサー盤
- (3) 照明設備
照明器具、非常灯、誘導灯、スイッチ、コンセント、分電盤
- (4) 発電設備
内燃機関、発電機、圧縮機、直流電源装置、燃料槽及びその付属の配電盤
- (5) 冷熱源装置
冷温水発生機、冷却塔、真空式温水発生機及びその付属設備
- (6) 空気調和設備
エアーハンドリングユニット、パッケージユニット、ファンコイルユニット、CAVユニット、小型空調機、全熱交換機、ヒーティングコイル、ファンフィルターユニット、冷却水ポンプ、各系統の冷温水ポンプ、換気給排気、床暖房、送風機、各フィルター、操作盤、制御盤、ダンパー類
- (7) 衛生設備
受水槽及び排水ポンプ、地下水活用システム、高置水槽、汚水処理場及び付属機械室設備、医療ガス設備、ガス設備、給湯設備、蒸気設備、油貯蔵設備、その他排水設備

3 管理業務の原則

(1) 受変電設備

機器の操作は、緊急かつ止むを得ない場合を除き、甲の承認を得なければ操作してはならない。止むを得ず操作したときは、直ちに甲に報告し、以後の指示を得るものとする。

(2) 発電設備

手動による運転、停止の場合は、(1)に準ずる。

(3) 冷熱源設備

機器の運転操作は、緊急かつ止むを得ない場合を除き、甲の指示によるものとする。

(4) プログラム設定

機器の運転操作は、甲の指示によるものとする。

(5) 上記以外の設備

自主的に整備、操作、点検を行い、甲に報告する。

4 業務の内容

(1) 整備

イ 2に示す設備の整備を行う。

ロ 整備を行うために必要な工具は、乙の負担とする。ただし、特殊なものは甲が貸与する。

ハ 整備に必要な部品、消耗品は、全て甲が支給する。

(2) 点検

イ 2の設備の点検を行う。

ロ 点検の結果、異常を認めたときは、直ちに甲に報告し指示を得るものとする。

ハ 緊急かつ止むを得ず処理したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(3) 監視

イ 2の設備の監視を行う。

ロ 常に設備の運転状況を把握するものとする。

(4) 操作

イ 2の設備の運転、停止又は調整を行う。

ロ 操作に当たっては、必ず操作前に操作の目的、手順、結果を検討して操作するものとする。

ハ 甲の指示に基づき、経済的な運転を心掛けるものとする。

(5) 測定

イ 甲から貸与された測定器により、各設備の運転状況を測定し記録するものとする。

ロ 測定結果が異常のときは、直ちに甲に報告し指示を得るものとする。

ハ 測定記録に必要な帳簿等は、甲の負担とする。

5 業務の範囲

- (1) 中央監視盤、各制御盤、各動力盤表示灯の取替
- (2) 高圧受電設備表示灯の取替
- (3) 照明設備管球の取替
- (4) 空調設備
 - イ エアーハンドリングユニットの軸受グリス補充
 - ロ Vベルトの取替
 - ハ コイルの点検
 - ニ 各種フィルタの点検
- (5) 衛生設備
 - イ 各ポンプの封水パッキンの点検、増締、給油
 - ロ 電気設備の監視
 - ハ 飲料水の監視
- (6) その他院内の補修

6 勤務時間

(1) 日勤

勤務時間は、次とおりにする。

- ① 日勤A 勤務時間 午前8時30分～午後5時30分
- ② 日勤B 勤務時間 午前8時30分～午後3時30分

勤務人数は、次のとおりにする。

- ① 月・火・水・木曜日（祝祭日を除く。）は3名（日勤A 2名・日勤B 1名）
- ② 金曜日は2名（日勤A 2名）
- ③ 土・日曜日及び祝日は1名（日勤A）

(2) 夜勤

勤務時間は、次とおりにする。

- ① 夜勤 勤務時間 午後5時30分～午前8時30分

勤務人数は、次のとおりにする。

- ① 曜日、祝祭日を問わず、午後5時30分から翌日の午前8時30分まで1名が勤務する。

7 業務従事者の要件

業務の従事者は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、イ～ニについては1年以上の実務経験を有するものとする。

- イ 電気工事士（第1種又は第2種）
- ロ ボイラー技士（1級又は2級）
- ハ 危険物取扱責任者（乙4種）
- ニ 医療ガス安全管理者

ホ 病院設備運行管理業務の3年以上の経験を有すること。

8 事故時の対応

- (1) 故障が発生した場合は、原則として甲の指示により処理するものとする。故障復旧後は、速やかにその原因、処置等について甲に報告するものとする。
- (2) 重大事故であると判断される場合は、甲の立会いがなければ処置してはならない。

9 その他

本仕様書に記載のないもの又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。